

○珠洲市建設工事等予定価格事前公表実施要領

平成 23 年 9 月 29 日

告示第 76 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、入札及び契約手続きの透明性の向上及び不正行為の防止を図るため、珠洲市が発注する建設工事並びに建設工事に係る調査、測量及び設計等の業務委託の予定価格について、入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を実施することに關し必要な事項を定める。

(公表の対象)

第 2 条 予定価格の事前公表を実施する対象は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格 200 万円超の競争入札に付する建設工事
- (2) 予定価格 100 万円超の競争入札に付する建設工事に係る調査、測量及び設計等の業務委託

(公表の内容)

第 3 条 事前公表を行う予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(公表の方法)

第 4 条 予定価格の事前公表は、一般競争入札については、入札公告に、指名競争入札については指名通知書に記載する方法により行うものとする。

(積算内訳書の提出)

第 5 条 予定価格の事前公表を行う場合、入札参加者に入札価格の根拠となる積算内訳書を提出させるものとする。ただし、特に積算内訳書の提出を要しないと認められる場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は通知を行う入札から適用する。

附 則（令和 7 年告示第 62 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。